

性の多様性が認められるには
～同性婚からその可能性を考える～

明治大学経営学部会計学科

学籍番号 1740180538

4年5組24番 原 統哉

目次

はじめに

1. 日本の同性婚に関する制度の現状

1-1 同性パートナーシップ制度とは

1-2 同性パートナーシップ制度の問題点

2. 同性婚に関する日本の裁判事情

2-1 日本における同性婚裁判の始まりと進捗

2-2 裁判においての争点

3. フランスの同性婚事情

3.1 近代フランスにおける結婚と平等

3.2 不十分な PACS と同性婚の成立

3.3 フランスにおける同性婚の浸透と効果

4. 性の多様性が認められるには

4.1 同性婚は必要か

4.2 同性婚に対する反対意見

4.3 日本における同性婚の向き合い方

おわりに

参考文献

はじめに

セクシュアルマイノリティという言葉が近年非常に話題を集めている。

ニュースでは「LGBT」についての話題が注目を浴びることが増え、テレビをつければ『オネエタレント』と呼ばれる人々や、私の友人にもセクシュアルマイノリティの人がいるのだが、そのような人達の話を知っていると、社会は少しずつそのような性の在り方について寛容になりつつあるように感じるが、実際には、その偏見というのは未だ存在しているように見える。そこで私は、セクシュアルマイノリティについて関心を抱いた。

また、私は結婚というテーマにも関心があり、調べていると、先進国の中で同性婚、またはそれに似たパートナーシップ制度が法的に認められていない国は少なく、特に国際首脳会議「G7」においては、日本だけがそのような制度が整っていないという事実を知ることができた。¹

そこで、本論文では同性婚というキーワードから、セクシュアルマイノリティの人々にとって、日本の結婚制度が今後どう変化していく必要があるかという点で研究を進めていく。また、日本の結婚制度の問題点を浮き彫りにするために、別名「愛の国」と呼ばれ、先進国の中でも、同性婚に寛容であり、結婚に関する制度が充実しているフランスを比較対象にすることにする。

第1章では、日本における同性婚に関する制度を取り上げ、現状どのような効果があるのかをまとめていく。第2章では、同性婚について声をあげることのできる手段のひとつである裁判事情についてまとめ、どのようなことが問題となっているのか、また進捗について調査を行っていく。第3章ではフランスの結婚制度を調べ、どのようにして同性婚やパートナーシップ制度が認められてきたのかについての経緯をまとめる。第4章では、日本とフランスについての結婚制度を比較するとともに、日本は今後同性愛者のための結婚制度を進めるにはどのように進んでいくべきなのか、自身の見解を示していくこととする。

¹ Yahoo! ニュース 男女格差だけじゃない LGBT ランキングでも世界の低位に沈む日本の将来 <https://news.yahoo.co.jp/byline/inosehijiri/20210226-00224697> (2021年12月4日アクセス)

1. 日本の同性婚に対する制度の現状

第1章では、現在に日本において同性婚に関する制度についてどのようなものが存在するのかをまとめていく。

1-1 同性パートナーシップ制度とは

2021年11月現在、日本において同性婚を容認する法律というものは存在せず、全国様々な自治体で同性パートナーシップ制度と呼ばれる制度が導入されている。その中で、同性パートナーシップ制度は主に「渋谷区型」と「世田谷区型」という2つの種類が存在するが、この2つは同じ制度の中でどのように違うのかをまとめることにした。

渋谷区型

渋谷区における同性パートナーシップ制度は「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」と呼ばれ、渋谷議会にて可決された。渋谷区型の同性パートナーシップ制度は渋谷区でのみ導入されている。この条例は、区・区民・区業者による性的少数者への差別を禁止したうえで、異性間の婚姻関係と異なる実質がある同性カップルについて、そのパートナーシップ関係を区長が証明することができるという内容である。本条例では、一人一人がお互いを尊重する社会の実現することを目的とし、そのための理念として男女の人権や性的少数者の人権の尊重を特に掲げている。

条例に基づき、同性同士のカップルを婚姻と異なる実質を備えたパートナー同士として区が証明することができ、渋谷区パートナーシップ証明書を発行することができる。(図1参照)対象者は、渋谷区に在住且つ住所登録がされており、20歳以上、配偶者や近親者以外の相手方当事者以外のパートナーがいないという条件および、パートナーがお互いに作成する、任意後見契約に係る公正証書や共同生活に関する合意書である公正証書が必要書類として挙げられている。これにより、同性カップルに対する区内の職場対応が改善や面会・医療同意における区内の医療機関の対応の改善、区営・区民住宅へ便宜が図られることが期待され、同性カップルはその利益を受けることができるとされている。



図1. 渋谷区パートナーシップ証明書（サンプル）

出典：イノベーションジャーナル

<https://media.next-in.jp/archives/653>（2021年12月4日アクセス）

世田谷区型

世田谷区におけるパートナーシップ制度は、特に同性パートナーシップ宣誓と呼ばれ、渋谷区型とは異なり「要綱」である。条例とは違い行政機関内部における内規のため、法規のような法的拘束力が存在しない。また、渋谷区型とは異なり、この制度では性的少数者は対象となっておらず、同性カップルのみを対象としている。必要書類に関しては、同性パートナーシップ宣誓書が必要となり、この宣誓書を区が受理することによって、区が同性カップルの方の気持ちを受け止めるという趣旨の下で実施がされている。実際の宣誓書には氏名や住所、宣誓が認められた日にち、收受印などが記されている。（図2参照）宣誓に必要な

条件は、宣誓する両者が成人済み、区内在住（または区内への転入を予定している）、他人と法律上の婚姻関係でない、宣誓する人意外とパートナーシップ宣誓をしていない（していたことがある場合、その宣誓書廃棄の手続きがされている）、宣誓する両者の関係が近親関係にないこととされている。

渋谷区以外の自治体で導入されている同性パートナーシップ制度はこちらの種類である。理由としては、渋谷区型において承認されるハードルが高く、世田谷区型の方がそのハードルが比較的低いからである。

様式1(第3条関係)



パートナーシップ宣誓書

私たち (氏名) _____ と (氏名) _____ は、
「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、
互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。

〇〇 〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 _____ (宣誓者1住所)
氏 名 _____ (宣誓者1氏名)
住 所 _____ (宣誓者1住所)
氏 名 _____ (宣誓者1氏名)

取受印

取受

年 月 日

図2. 同性パートナーシップ制度宣誓書（サンプル）

出典：世田谷区 同性パートナーシップ制度宣誓について

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/003/002/d00165231_d/img/001.jpg

(2021年12月5日アクセス)

制度を利用している人の数

渋谷区が 2017 年に調査した「渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書」によると、2015 年に渋谷区パートナーシップ証明書の交付を開始してから 24 組の同性カップルに交付が完了しているというデータが出ている。そのほか自治体による同性パートナーシップ制度を利用しているカップルは全国で 133 組となっている。渋谷区以外の内訳は東京都世田谷区が 58 組、三重県伊賀市で 4 組、沖縄県那覇市が 18 組、北海道札幌市が 31 組、合計 6 自治体となっている。また、「渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査」によると、2020 年 12 月 31 日時点での交付件数は 1516 組、導入自治体は 74 自治体、2021 年 9 月 30 日のデータでは交付件数は 2277 組、導入自治体は 130 自治体を超えるなど、パートナーシップ制度の交付件数、導入自治体共に増加傾向にあることがわかる。²

1-2 同性パートナーシップ制度の問題点

ここでは、同性パートナーシップ制度の詳細を踏まえ、問題点について考察をしていく。

まず、渋谷区型パートナーシップ制度に限定して言えることだが、婚姻届が無料で提出できるのに対し、同性パートナーシップ制度証明書は申請の際にお金が必要になるという点が挙げられる。財政難で申請をしたくてもできなくなってしまう人々が出てしまうのは、不平等と言える。同様に世田谷区型パートナーシップ制度に限定して言える問題点もあり、それは性的少数者を対象としていないことだ。セクシュアルマイノリティと呼ばれる人々は、同性カップルだけではない。そのため、多様性という観点では、まだまだ改善していかなければならないと感じる。また、どちらの制度においても、証明書発行の手続きに何段階もステップを踏む複雑さを備えており、必要書類や条件も簡単とは言い難い。知識や環境に左右されてしまうという点でも同性パートナーシップ制度は改善の余地があると思われる。

他にも、学校の教育現場での懸念が考えられる。法律において同性婚が認められていないため、今後同性パートナーシップ制度が広がりを見せても、共通の基準が存在しないために知識の格差が起こる可能性を否定できない。また、従来の教育で尊重されてきた、男女の特性を適切に尊重し、男性らしさ、女性らしさを大切にする、男女で結婚するという従来の伝統的価値観は、今後も尊重されていく必要は充分にある。男女による結婚や父母による家庭の形成というのは、現在の日本人が共有する結婚観や人生観の 1 つであり、こうした価値観が否定されてしまうと、言論や表現の自由というものが侵害されてしまう可能性がある。

² 渋谷区 全国パートナーシップ制度共同調査

<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/lgbt/kyodochosa.html> (2021 年 12 月 5 日アクセス)

同性パートナーシップ制度を使用する性的少数者の尊重も必要だが、どちらも尊重できる道というのを考え、教育現場で適切に語り継ぐ必要性があるのではないか。

2.同性婚に関する日本の裁判事情

第1章では、同性パートナーシップ制度の現状について調査した。本章では、パートナーシップの限界等から裁判に発展してしまった出来事について調査していく。裁判の詳細から同性婚の現状をより深く知っていききたい。

2-1 日本における同性婚裁判の始まりと進捗

世界で同性婚が少しずつ認められ制度を整えられていく中、日本では2015年に世界に遅れるようにして同性パートナーシップ制度が誕生した。しかし、その制度が異性婚と同様に充たな制度化かと言われるとそうとは言えない。そんな中、2019年2月14日、性別を問わず結婚できるようになるよう「結婚の自由をすべての人に」訴訟が開始、東京及び札幌4月15日、名古屋4月19日、大阪4月26日には「結婚の自由をすべての人に」訴訟第1回期日が決定された。同年9月5日には福岡でも訴訟が開始、全国5地域に展開された。

現在でも全国で裁判が行われる中、「法律上、同性同士が結婚できないのは憲法違反である」として、同性カップル3組が、同性同士の婚姻届を受理しないのは憲法24条のほか、幸福追求権を定める13条、法の下での平等を定める14条に違反するとして、国に対して1人当たり100万円の損害賠償を請求していた札幌での裁判において、2021年3月17日、札幌地裁の武部知子裁判長により、法の下での平等を定めている憲法14条に違反するとして、違憲判決が下されることとなった。13条と24条においては違憲にあたらぬとして現行の請求は棄却をされたものの、日本において、同性同士の結婚を認めないのが違憲であるという判決が下されたのは初めてである。³同性婚において、裁判をすることは決して無駄ではないということが形として証明された初の事例となった。

³ 朝日新聞デジタル 同性婚の不受理、初の違憲判断 札幌地裁「差別的扱い」

<https://www.asahi.com/articles/ASP3K3F63P3JIPE02H.html>

(2021年12月6日アクセス)

2-2 裁判における争点

日本で行われている結婚の自由を求めている裁判において、多くの場合で争点となっているのは、現在の日本の制度が同性婚の自由を阻んでいるため、憲法に反しているという点だ。

特に、憲法 24 条の第 1 項では、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により維持されなければならない」とされている。⁴ここでは、同性婚において「両性の合意」という部分の解釈が非常に重要な要素となる。この両性というのが、男性同士、女性同士を含むのであれば同性婚は合憲、含まないならば違憲という解釈ができるが、辞書においては「雄性と雌性。男性と女性」、「二つの異なった性質」⁵とされており、その解釈は様々に捉えることができるが、文言の意味的な部分に焦点を当てると、その解釈は無理があると考えられる。また、第 2 項では、「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とされているが⁴、2020 年に行われた東京訴訟の口頭弁論では、性的指向、つまり自分が誰を好きになるのかというのは人格やアイデンティティに根付いているもので、それを理由に結婚という制度の利用を認めないのは個人の尊厳を侵害しているとして、原告側が主張を唱えている。⁶

一方、裁判では被告側となる政府は、現在同性婚制度を憲法が禁止しているという解釈は取っていない。特に憲法 24 条については、逢坂誠二衆議院議員から寄せられた「日本国憲法における同性婚に関する質問」の中の「現在、同性婚は日本国憲法第 24 条第 1 項に反し、違憲であると考えているのか」との質問に対し、政府は「憲法第 24 条第 1 項は、『婚姻は、両性の合意のみに基いて成立』すると規定しており、当事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定されていない。いずれにしても、同性婚を認めるべきか否かは、我が国の家族の在り方の根幹に関わる問題であり、極めて慎重な検討を要するものと考えており、『同性婚に必要な法制度の整備を行わないことは不作為ではないか』との御指摘は当たらない。」⁷と回答しており、違憲かどうかについて詳しく回答を示していない。政府が曖昧な回答を示すのであれば、国民側においてその解釈が多様になってしまうことや、齟齬が生じてしまうのは当然であると考えられる。

⁴ 日本国憲法 全文 <http://kenpo-9.net/constitution/> (2021 年 12 月 6 日アクセス)

⁵ goo 辞書 (2021 年 12 月 6 日アクセス)

⁶ HUFFPOST 「同性婚を認めない法律が差別を生み出している」同性婚訴訟、原告が個人の尊厳と平等を訴える https://www.huffingtonpost.jp/entry/same-sex-marriage-lawsuit-tokyo-4_jp_5e38b2cdc5b687dacc71b122 (2021 年 12 月 6 日アクセス)

⁷ 内閣衆質 196 第 257 号 2018 年 5 月 11 日 (2021 年 12 月 7 日アクセス)

また、日本で起こった同性婚裁判では賠償請求をしていることも大きな特徴だ。金銭面における訴訟は同性婚と直接的な関係性がないように思えるが、それは日本の裁判所が憲法問題だけの判断をすることができない原因である。一般的に具体的な権利侵害があるかどうかについて判断する訴訟事件のうち、裁判所が憲法判断をする必要があると決定がなされた場合において憲法問題は判断がなされるため、同性同士で結婚できないという事柄に対して憲法判断実施を懇願するというのは、その内容が抽象的なために実現可能性が低いという解釈がとられてしまうのだ。そこで具体的な権利侵害を訴えるために損害賠償請求という形をとることで、憲法上の人権侵害がなされているという訴えをすることが必要になる。仮に損害賠償請求が棄却されてしまったとしても、訴えが部分的に適用されることや、同性婚と憲法の関係性が示すことができれば、同性婚の必要性を同時に示すことができる点で、同性婚における裁判で損害賠償請求をすることは有用であることは十分に理解できる。⁸

3. フランスの同性婚事情

第1章、2章では、日本での同性婚制度の現状や、さらに現在の制度により良いものにするために実施されている裁判事情について紹介した。本章では、日本との対比例としてフランスを挙げて、同性婚が導入された歴史やどのような制度が存在するのか、また日本が参考できる部分はあるのかについて調査していく。

3-1 近代フランスにおける結婚と平等

フランス革命以後、近代のフランスの結婚は2つの特徴があったとされている。それは夫婦の序列的補完性と父子関係の推定である。つまり、母親が自身で出産して子を見分けるように、夫という身分によって子を見分けるようにしたのだ。この特徴から、あくまで結婚は夫婦と子と見分け、男性に子供を授けるという手段にすぎず、当時の女性側の地位が低いであろうことが読み取れる。ここから大きく変化が起こったのは1970年代の民法一連の改定である。今までに変わり平等な親権付与、完全養子縁組制度や人工中絶の合法化、また女性の社会進出によって、女性の地位が大きく向上したのだ。これにより男女カップルの平等化、結婚や家族の在り方も大きく変わり、結婚と親子の関係というのが切り離されて考えられるようになった。結婚において父子関係の推定という当時の重大な要素がなくなり、結婚や子供を持つこと自由で個人で決めるべき問題へと変化したのである。⁹この流れから、同

⁸ MARRIAGE FOR ALL JAPAN HP <https://www.marriageforall.jp/>

⁹ 現代ビジネス フランスでなぜ「同性婚」が認められたのか、その根本的理由

性カップルにおいても結婚や子供を持つことへの期待が生まれた。それを実現すべく、結婚ができない同性カップルの要請によって生まれたのが PACS 制度である。この制度によって、結婚をしなくとも似た優遇措置が受けられるようになったのだ。

3-2 不十分な PACS と同性婚の成立

PACS 制度の導入によって、同性カップルは法的に自分たちの地位を獲得することができた。しかし、PACS 制度が同性カップルにとって満足のいく制度であったかと言うと、そうではなかった。

その理由の一つとして、権利保障の面で、未だ異性カップルと同性カップルの間には隔たりがあり、不平等だったからだと考えられる。例を挙げると、社会保障や税金などに関しては、法律婚の場合と同じような保証はされるものの、財産共有や相続には法律婚の場合と違って申請が必要になるということだ。PACS 制度によって同性カップルの権利は幾分か保護されたように見えたが、平等な権利を求めていた同性カップルは、またもや制度において法律婚との不平等を示されてしまったのだ。そして、PACS 制度は同性カップル限定のものではなく、異性カップル間においても利用することができてしまうため、その制度を使う多く使う人々は異性カップルの割合が多くを占めるようになってしまったのである。

また、PACS 制度という結婚に似た制度が作られてしまったことにより、同性婚が法律で認められる可能性を遅らせるものであると考えられたからだ。

そのような背景から、同性婚を法律で認めるべきだという動きがフランス国内で勃発した。その中でも特に同性カップルの中で婚姻が認められるかどうかで注目された鍵となったのは「Begles 事件」だ。

この事件は 2004 年 5 月にフランスの Begles 町において、男性カップルにおいて婚姻広告がなされたが、Bordeaux の検察官によって、性の同一性を理由に異議が申し立てられた。この異議に反し、Begles の町長は二人を挙式、婚姻証書を作成するなど結婚を支持したのだが、2004 年 6 月、Bordeaux の大審裁判所はこの婚姻を無効にし、控訴院もこの無効判決を支持したことで勃発した事件である。

この判決に納得のいかない男性カップルは上告をしたのだが、フランスの最高裁判所である破毀院は、当時のフランスの法律にあった、婚姻は男女の結合であるという解釈と、欧州連合基本権憲章のいかなる規定においても妨げられないとして上告を棄却した。同性婚の合憲性における判断をする憲法院においてもこの破毀院の立場は承認されたのだが、地位の相違による根拠についての評価は、立法によって判断がなさなければならないとして、あくまで決定を下すのは立法だという考えを示した。

その後、当時の大統領、フランソワ・オランド大統領が選挙公約を提示、その公約に従う

形で同性婚承認案が提出され、2013年4月23日に法案が可決され、同性婚について法律が成立、同時に法律婚が認められたとされている。¹⁰法律制定後においても近親婚に関する内容、個人縁組等の観点で裁判が起き、改定を繰り返したが、国が同性婚を見とめ、同性カップルも異性婚と同様の権利を持って結婚できるものとする紛れもない事実が存在した。

3-3 フランスにおける同性婚の浸透と効果

ここでは、フランスの同性婚制度に対する浸透率と効果について述べる。2017年におけるフランスの合計婚姻数は約23万3000組とされており、その中で同性婚は7244組となっている。¹¹この数は前年数をわずかに上回る結果となっており、急激な変化が起きないのはやはりPACS制度が大きく関係していると考えられる。そもそもフランスにおいて、結婚や離婚をすることは非常に手間がかかると考えられており、結婚よりも比較的簡易的な制度でありながら、公式に世帯を作る、手当を受けられるPACS制度で充分だと考える人が多い。親権も共同が原則、嫡出子や非嫡出子の違いも存在しないため、あまり結婚する意義が他国に比べると見いだせないというのが現状なのだと考えられる。¹¹

以上から、フランスの同性婚は、数の比較という見方においてあまり変化は見られないが、同性カップルと異性カップルが同じ権利を持ち平等になったという点において非常に価値のあるものだと言えるのではないか。また、結婚をしない場合でも、PACS制度という充実した制度により、同性婚に対して比較的寛容であり、カミングアウトしやすい環境、社会が成立していると考えられる。

4.性の多様性が認められるには

4-1 同性婚は必要か

今まで述べてきた事柄から、日本でも同性婚は認められるべきだと考える。理由としては、1章で述べた通り、現在日本における同性パートナーシップ制度はまだ不十分な制度であり、異性婚に比べて不平等だと言えるからである。また、日本では未だ、セクシュアルマイノリティの人々には寛容な社会であるとは言えず、法制化しなければ、そのような意図

¹⁰ 田中 通裕 2016 フランスの(同性婚を承認する)2013年5月17日の法律について
https://kwansei.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=18237&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1

¹¹ 現代ビジネス フランス人が結婚せずに子どもを作れる理由～6割が婚外子の国の姿
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/66067>

人は、自身の立場をカミングアウトすることができず、生きづらさを感じたまま生きていくことになる。第 2 章で述べた通り、同性婚の法制化を求めて、全国各地で裁判が行われるケースもあったが、現在同性婚が違憲と認められてきた件数はわずか 1 件であり、社会的に同性婚はまだまだ浸透していないというのが現状である。第 3 章ではフランスの同性婚事情について紹介したが、フランスは同性婚合法化によって、結婚において同性異性間関係なく平等な権利が与えられることとなった。このことから、同性婚を導入することによって、同性愛をカミングアウトすることができる世の中の可能性を生み出すとともに、結婚において平等な権利を持つことができるという点が考えられる。

4-2 同性婚に対する反対意見

ここまで同性婚がなぜ必要なのかについて述べてきたが、当然同性婚は必要でないという意見が存在するのも事実である。第 1 章で挙げた、日本従来の結婚に関する伝統的価値観の崩壊の危惧に関するような意見が一つの例である。ここでは、同性婚が反対である理由をまとめた後に、それに対する反論を述べていきたい。

まず、同性婚を認めてしまうと少子化になるという点だ。厚生労働省が発表している出生率・合計特殊出生率の割合を見ると、2020 年においてその割合は 1.34 となっており、過去 5 年連続で前年を下回った、出生率が約 84 万人で、統計史上最も少なくなったということが調査によって明らかになっている。¹²世界と比較しても、日本は少子化が特に進んでいる。¹³日本は現時点でも少子化が進んでいるにもかかわらず、同性婚を認めてしまうとより少子化を促してしまうのではないかということである。しかし、同性婚と少子化は同様に考えるべきではない。J-CAST ニュースによると、世界において出生率が上昇した国は、世界最初に同性婚法を施行したオランダや、世界初のパートナーシップ法を定めたデンマークなど 13 か国、低下した国はスペインや南アフリカなど 8 か国で、出生率アップの例の方が多かったというデータが出ている。アメリカのケンタッキー州においても、同性婚による少子化の懸念についての訴えを、科学的データがないため退けるなど、同性婚と少子化について関連はあったとしても根拠がないのが事実だ。¹⁴日本では、同性愛者に生殖補助や養子縁組が

¹² 厚生労働省 令和 2 年人口動態統計月報年計の概況

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai20/dl/gaikyouR2.pdf>

¹³ 厚生労働省 令和 2 年版少子化社会対策白書

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/whitepaper/measures/w-2020/r02pdfgaiyoh/pdf/02gaiyoh.pdf>

¹⁴ J-CAST ニュース 「同性婚が少子化に拍車かける」 議員の TV 発言、他国の例ではどうなのか

認められていないが、これが将来適用されることで少子化を防ぐ一つの対策になり得るのではないだろうか。

次に、同性愛者同士の下で育った子供は悪影響を受けるのではないかという点だ。しかし、この意見は、オランダのエラスムス医療センターの医療倫理部局、生殖補助医療センターのハンフェルドらが行った実験によって、レズビアンマザーのグループ、異性愛者でかつ人工授精の施術を受けた母親のグループ、異性愛者でかつ自然妊娠した母親のグループを比較したところ、どのケースにおいても子どもの心理学的発達等において有意な差異は見いだされないとしている。¹⁵また、同性愛者によって、子供は影響を受けるのは間違いないが、それが悪影響と捉えるのはバイアスのかかった証拠不十分な意見である。同性愛は悪いというわけではないし、同性愛者の子どもで異性愛者の人を見かける通り、同性愛は教えられてなるものではなく、いつの間にか心に芽生えてしまうものなのだ。

4-3 日本における同性婚の向き合い方

今まで述べてきたことをまとめて、今後日本の現状から、同性婚へどのように向き合っていくべきなのかを考察していく。

まず、同性パートナーシップ制度をより普及させていく必要がある。同性パートナーシップ制度は不十分な点がありながら、今まで同性愛を制度的に認めてこなかった日本においては非常に画期的な制度である。実際、全国各地でその制度は多くの地域で適用されつつあることを第1章で述べた。しかし、未だその数は多いとは言えず、適用地域にもばらつきがあるため、平等であるとも言いがたい。現状を考えると、日本において同性パートナーシップ制度は地域の自治体ごとに、適切な制度を導入する必要があると考えられる。理由としては、また、現在日本では、「結婚の自由をすべての人に」をモットーとした MARRIAGE FOR ALL JAPAN やパートナーの性別に関係なく「家族」になれる平等な結婚が認められる社会の実現を掲げた EMA 日本のような団体も活動しており、同性婚法制化を掲げて動きを見せる人々が多く見受けられる。日本で裁判を起こしてもなかなか認められないことを例に、その実現というのは今の日本において非常に難しいことが考えられるが、その活動がより全国的且つ継続的に実施することができれば、将来的に同性婚の働きが私たちの目につき、民意を変えることができることは充分可能である。そのためにも、現在行われている同性婚に関する活動というのは必ず必要である。

<https://www.j-cast.com/2015/03/06229582.html?p=all> (2021年12月21日アクセス)

¹⁵ 有田啓子 2006 Lesbian-mother の子育ては健全か—発達心理学分野の実証研究とそれをめぐる議論—

<https://www.r-gscefs.jp/pdf/ce02/ak01b.pdf>

おわりに

以上本論文では、現時点で存在する日本の同性パートナーシップ制度や裁判による同性婚成立への活動を調査しつつ、フランスの同性婚事情を見ることによって、日本における同性婚の実態を論じてきた。日本で同性婚が認められる可能性を考えると、今のままでは低いことが予想される。しかしそれは現状であって、またゼロというわけでもない。発信を続けることで可能性は高まり、その活動に関心を持った人々は支援してあげる必要がある。また、本論文では、参考にできる部分の調査としてフランスを例に挙げたが、制度や文化、歴史の違いもあるため、一概に日本でもこれをすれば同性婚が導入できるといった革新的要素は存在しない。さらに様々な国を調査することで、日本で何ができるのかをより明確に見つけることが重要であると考えます。

そして、これはより将来的な話になるが、日本における同性婚成立は決してゴールにしてはいけない。日本に限ったことではないが、ここであげたセクシュアルマイノリティの人々というのは同性カップル中心の出来事であり、他にも世の中に言えない性の悩みを持っている人は存在する。そのような誰もが性について不平等な世の中を変えるにはどうすればいいか、性の多様性が認められるにはどうすればいいかをこれからも考えて生きてと思う。

参考文献

渋谷区 2017 『渋谷区パートナーシップ証明実態調査報告書』

https://www.city.shibuya.tokyo.jp/assets/com/partnership_hokoku29b.pdf

(2021.12.05)

世田谷区 2018 『宣誓制度のご案内』

https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/002/002/003/002/d00165231_d/fil/goannai.pdf

(2021.12.05)

MARRIAGE FOR ALL JAPAN HP

<https://www.marriageforall.jp/>

(2021.12.07)

EMA 日本 HP

<http://emajapan.org/>

田中 通裕 2016 フランスの(同性婚を承認する)2013年5月17日の法律について

https://kwansei.repo.nii.ac.jp/?action=repository_action_common_download&item_id=18237&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1

(2021.12.21)

服部 優希 2013 【フランス】同性婚の成立

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8233299_po_02560105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=

中央大学経済研究所年報 2014 フランスにおける同性婚法の成立と保守的家族主義への
回帰

[https://chuo-
u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_com
mon_download&item_id=6513&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1&page_id=13&bloc
k_id=21](https://chuo-u.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_action_common_download&item_id=6513&item_no=1&attribute_id=22&file_no=1&page_id=13&block_id=21)